

「パートナーシップ構築宣言」

鹿児島相互信用金庫（以下「当金庫」）は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「TierN+1」へ（※））ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（※）Tier N：当金庫の取引先、TierN+1＝当金庫の取引先のその先の取引先をいいます。

（1）企業間の連携

当金庫は、相互扶助の精神に基づき、お取引先企業の経営者で組織する「三絃会」や「ブレーン“21”」の運営を通じて、企業間の連携の場を提供します。また、これまで実施してきたビジネスマッチング、商談会等を引き続き開催し、中小事業者の商品開発、販路拡大等に取り組むことで、中小事業者の成長を促進し、地域の持続性向上に貢献してまいります。

（2）IT 実装支援

当金庫は、お取引先中小事業者の EC 販路拡大やホームページ構築など、IT を活用した営業力の強化を支援します。また、インターネットバンキング等、非対面チャネルの提供により、お取引先の業務効率化にも取り組んでまいります。

（3）専門人材マッチング

当金庫は、人材紹介業務や提携先企業とのビジネスマッチングによる人材紹介、副業人材紹介等を通じて、お取引先中小事業者の人材確保支援に取り組んでまいります。

（4）グリーン化の取組み

当金庫は、2018 年 10 月に表明した「そうしん SDGs 宣言」に基づき、環境保全を推進するお取引先中小事業者等の経営支援、事業展開支援を通じて、地域の環境課題に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

(1) 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

(2) 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

(3) 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

(4) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫は、営業区域内に事業所を有する中小事業者の皆さん等の出資によって構成される協同組織金融機関です。

当金庫自身が「振興基準」を遵守するのはもちろんのこと、お取引先中小事業者の皆さんからのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行に関する相談にも積極的に応じ、サプライチェーン全体の付加価値向上に取り組んでまいります。

2025年4月1日

鹿児島相互信用金庫 理事長 永倉 悅雄